

## 国税通則法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 映像等の送受信による通話の方法によって再調査の請求等に係る口頭意見陳述等を行う場合には、再調査の請求人等の意見を聴いて、再調査審理庁等が相当と認める場所を、再調査の請求人等ごとに指定して行うこととする。(第 11 条の 7、第 11 条の 8 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和 3 年 1 月 1 日から施行することとする。(附則関係)